

パーソナルコンピュータ保守仕様書

1. 概要

機器納入後、保証期間を含めた5年間(60か月)を、最低使用期間とする。

鳴門市は最低使用期間のうち、機器の保証期間経過後より単年度ごとに落札者と保守契約を締結できる。

保守契約の対象とする機器を減じることは可能だが、一度保守契約の対象外とした機器について、改めて保守契約の対象とすることはできない。

契約は機器を所有する所属ごとに締結する。

2. 対象機器

- (1) デスクトップ型パーソナルコンピュータ 8台 : 本体、マウス、キーボード及びコード類
- ノート型パーソナルコンピュータ 390台 : 本体、マウス及びACアダプタ(外付けDVDドライブ)

3. 保守内容

- (1) 機器等に係る保守の対応時間は、原則、平日8時30分から17時30分とする。
- (2) オンサイト保守対応とする。
- (3) 機器の利用に支障が発生した際は、その支障原因の箇所を切り分け、原因と考えられるハードウェアまたはソフトウェアを特定すること。
- (4) 機器の障害時には、当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を迅速に行う等、落札者の負担により常時正常な稼動を保証すること。
- (5) 機器の障害時には、鳴門市の連絡より1時間以内に初動対応を行うこと。
- (6) SSD障害時に交換SSDの持ち帰りが必要な場合は、鳴門市職員立会いのもと、全領域のデータを固定値で1回以上の上書き消去を行い、SSDに対してセキュリティパスワード設定してロックし持ち帰ること。なお、ディスク消去はWindowsでの初期化は不可とする。また、SSDの物理破壊は不可とする。